

平成30年度 体育施設開放 について

本校では地域に開かれた学校づくりを目指し、毎年、地域の皆様に体育施設（グラウンド・テニスコート）を開放しています。

施設の利用に当たっては、武蔵野北高校に団体登録をしていただくことが必要です。別紙、平成30年度の団体登録に関するお知らせをご確認ください。

なお、現在（今年度）登録されている団体でも、来年度施設利用を希望する場合は、改めて団体登録していただく必要がありますのでご注意ください。

平成30年1月17日

平成30年度 武蔵野北高校 体育施設開放 団体登録について

平成30年度の武蔵野北高校の体育施設開放（グラウンド・テニスコート）に関する団体登録について、下記のとおり募集します。登録を希望される団体は、期限までに申請して下さい。

記

1 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
 - (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
 - (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
 - (エ) 営利を目的としない団体
 - (オ) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
 - (カ) その他学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体
- また、「施設使用に関する決まり」を遵守することが必要です。

2 団体登録申請方法

- ① 登録申請書 と ② 登録団体構成表 に必要事項を記入し、学校に持参又は郵送で期限までに必着で申請して下さい。

3 申請書等の提出期限

平成30年2月15日（木）厳守・必着

4 平成30年度の施設開放日（予定）

近日中にホームページに掲載します。

- 5 今回申請（登録）された団体に、後日、施設使用に関する説明会（抽選会・3月予定）のお知らせを郵送します。

（担当・申請先）〒180-0011 東京都武蔵野市八幡町2-3-10
東京都立武蔵野北高等学校 経営企画室 佐藤
電話 0422-55-2071

[施開様式2]

都立学校施設使用団体登録申請書

都立学校の施設の使用に当たっては、「都立学校開放施設の使用に関する条件」を理解し「施設使用に関する決まり」を順守します。

平成 年 月 日

東京都立武蔵野北高等学校

都立学校開放事業運営委員長 殿

責任者氏名

印

団 体	名 称			
	活動目的			
	人 数	人 (うち在住・在勤・在学 人)		
責 任 者	氏 名			
	住 所	〒		
	連 絡 先	◇勤務先		
	電 話 番 号	◇自 宅		
団 体 区 分	地域スポーツクラブ・地域青少年スポーツ団体・地域スポーツ団体・ スポーツ団体一般・障害者団体・学習文化団体			
※登録受付日	※	登録 番号	※	
※摘 要	※			

注：1 ※印欄は記入しないこと。

2 変更届は本様式を使用すること。

Ⅲ 本様式に登録団体構成表【施開様式3】を添付すること。

施設使用に関する決まり

1 全般的事項

- ① 正門から責任者と一緒に団体単位で入校して下さい。開放時間途中で個人単位で出入りする際には、必ず管理指導員に報告して確認を得て下さい。
最後に帰る方は、必ず正門を閉めて下さい。(施錠不要です。)
- ② 一回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。時間厳守でお願いします。
- ③ 自動車での来校は、原則として禁止します。
- ④ 学校施設用具等の汚損破損がないように使用して下さい。万一、汚損破損した場合は、直ちに管理指導員へ申し出て、管理指導員の指示に従って下さい。
- ⑤ 各施設使用の際には、決められた靴を使用して下さい。
(例 グラウンド：グラウンド用シューズ、テニスコート：テニスシューズ)
- ⑥ 使用後は、必ず清掃・整地等を実施し、学校教育に支障のないよう原状回復をお願いします。
- ⑦ 校内は全面禁煙です。また、ゴミ等は必ずお持ち帰り下さい。
- ⑧ トイレは体育館外側のトイレを使用して下さい。学校の電話は、使用出来ません。
- ⑨ 使用を許可された以外の場所への立ち入りを厳に禁じます。
- ⑩ 登録団体以外の立ち入りは禁止します。
- ⑪ 校内での営業行為並びに業者の立ち入りは禁止します。
- ⑫ 安全を脅かす行為、他の使用者や近隣住民への迷惑行為や団体の規律を乱す行為をしないでください。
- ⑬ 使用終了時に、使用人数、学校施設・用具等の異状・事故の有無を管理指導員に報告して下さい。
- ⑭ 施設管理・安全管理・その他使用上の注意に関しては、管理指導員の指示に従って下さい。

2 細 則

- ① グラウンド
グラウンドは、野球とサッカーでエリア分けがなされています。種目により区分された以外のエリアには立ち入らないで下さい。
芝生には立ち入らないようにお願いいたします。(特にスパイク靴では厳禁です。)
サッカーゴール等の大型の備品以外は貸出できません。
ただし、グラウンド整地用の用具は、使用可能です。
雨天時等(前日が雨天の場合も含めて)で使用後の修復が困難と考えられる場合は、学校での授業に支障が生じますので、使用しないで下さい。
石灰・用具類は、所定の場所のものを使用して下さい。

② テニスコート

ネット・備え付けのブラシ以外の物品は貸出できません。

砂入り人工芝コートは、使用后ブラシをかけて下さい。

コート入口を施錠管理していますので、『学校施設開放用ポスト』内の鍵を利用して開錠・施錠を行うこととし、利用後は必ず入口の施錠を行い、最後に鍵をポストの中に戻しておいて下さい。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査により、一定期間の使用を禁止し、又は、団体登録を取り消すことがあります。また、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。